

デイサービス 料金表

令和6年6月1日現在
単位：円

				自己負担額				
				1割負担	2割負担	3割負担		
介護保険適応分	要介護利用者	基本料金	3時間以上 4時間未満	要介護1	387	774	1,160	1回につき
				要介護2	442	884	1,326	
				要介護3	501	1,001	1,502	
				要介護4	557	1,114	1,671	
				要介護5	615	1,229	1,844	
		6時間以上 7時間未満	要介護1	611	1,221	1,831	1回につき	
			要介護2	720	1,440	2,160		
			要介護3	832	1,664	2,496		
			要介護4	942	1,883	2,825		
			要介護5	1,054	2,107	3,160		
	加算料金	入浴介助加算（Ⅰ）			42	84	126	1日につき
		個別機能訓練加算（Ⅰ）イ			59	117	176	1日につき
		個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ			80	159	239	1日につき
		個別機能訓練加算（Ⅱ）			21	42	63	1月につき
		ADL維持等加算（Ⅰ）			32	63	94	1月につき
		口腔機能向上加算（Ⅰ）			157	314	471	月2回限度
		科学的介護推進体制加算			42	84	126	1月につき
		送迎減算			-50	-99	-148	片道につき
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			23	46	69	1回につき
事業対象者（総合事業） 要支援利用者	基本料金	事業対象者・要支援1 週1回程度の利用、月4回まで		456	912	1,367	1回につき	
		事業対象者・要支援1 週1回程度の利用、月5回以上		1,879	3,758	5,637	1月につき	
		事業対象者・要支援1 週2回程度の利用、月8回まで		468	935	1,402	1回につき	
		事業対象者・要支援1 週2回程度の利用、月9回以上		3,784	7,568	11,352	1月につき	
		要支援2 月8回まで		468	935	1,402	1回につき	
		要支援2 月9回以上		3,784	7,568	11,352	1月につき	
	加算料金	科学的介護推進体制加算			42	84	126	1月につき
		送迎減算			-50	-99	-148	
		サービス提供体制強化加算Ⅰ 事業対象者・要支援1 週1回程度			92	184	276	
		サービス提供体制強化加算Ⅰ 事業対象者・要支援1 週2回程度			184	368	552	
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2			184	368	552			

- 注1. 介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の92/1000）が別途加算されます。
 2. 上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。
 3. 自己負担額の割合は「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合により決まります。

実費負担分	要介護・要支援利用者	食事 その他	昼食代	700	1日につき
			教養娯楽費	実費	1回につき
			学習療法費	3,000	1月につき
			キャンセル料（昼食代）	700	1回につき
		オムツ 料金	尿パット	35	1枚につき
			紙パンツ	150	
			紙オムツ	200	

- 注1. ご利用日の前日17時10分（月～土曜日）までにお電話でのキャンセル（お休みの連絡）がなかった場合、昼食代のキャンセル料が発生します。
 ※月曜日のご利用のキャンセル（お休みの連絡）は土曜日の17時10分までになります。

デイサービス 料金表

	項目	内容
要介護利用者	入浴介助加算（Ⅰ）	入浴に関する研修を実施している事業所が、利用者の入浴介助を行った場合に加算されます。
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	機能訓練指導員が専従で1名以上配置され、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする項目を、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っている場合に加算されます。 ※（Ⅰ）ロの人員基準に満たない日が発生した場合のみ加算
	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	上記の（Ⅰ）イの配置に加えて、機能訓練指導員が1名以上配置され、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする項目を、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っている場合に加算されます。
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）の取り組みに加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、計画に基づく個別機能訓練の実施、評価、評価結果を踏まえた計画の見直しや改善を行っている場合に加算されます。
	ADL維持等加算（Ⅰ）	厚生労働省が定める評価対象期間に6カ月以上利用した利用者の初月と6カ月目においてADLを評価し、月ごとにその評価に基づく値（ADL値）を厚生労働省に提出している指定通所介護事業所において、ADL値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が1以上である場合に加算されます。
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に基づいた口腔機能向上サービスを行った場合に加算されます。
	科学的介護推進体制加算	事業所が利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しており、なおかつ必要に応じて通所介護計画を見直すなど、その情報を通所介護の提供にあたって、適切かつ有効に活用している場合に加算されます。
	送迎減算	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算されます。
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業所介護職員の内、介護福祉士が70%以上配置されている事業所に加算されます。
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合、所定単位数に加算されます。
要支援・事業対象者	科学的介護推進体制加算	事業所が利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しており、なおかつ必要に応じて通所介護計画を見直すなど、その情報を通所介護の提供にあたって、適切かつ有効に活用している場合に加算されます。
	送迎減算	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算されます。
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業所介護職員の内、介護福祉士が70%以上配置されている事業所に加算されます。
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、大津市長に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合、所定単位数に加算されます。